

請求に係わる役員に第1項の書面を送付し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4. 第1項の規定による解任の請求について、総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係わる役員はその職を失うものとする。

(顧問・相談役)

第52条 この組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は学識経験のある者の中から理事会の議を経て理事長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は理事長の諮問に応じ、業務について意見を述べるができる。

(職員)

第53条 この組合に事務局を設け、次に掲げる職員を置くことができる。

- 1) 事務局長 1名
- 2) 書記 若干名
2. 職員は理事長が任命し、その命を受けて庶務に従事する。
3. 職員の給与は理事会において定める。
4. 職員には定年を設ける。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第54条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

2. 理事長以外の理事は理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
4. 理事会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行う。
5. 理事会全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第55条 理事会において次に掲げる事項について議決する。

- 1) 総会又は総代会の招集及び総会又は総代会に提案する議案
- 2) 業務運営の具体的方針の決定
- 3) 業務執行に関し理事会において必要と認めた事項
- 4) その他定款で定めた事項

(理事会の議事)

第56条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2. 理事会に出席できない理事は、予め通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により議事に加わることができる。
3. 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第57条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 理事会の議事録には次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
 - 2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ) 第54条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ) 第54条第3項の規定により理事が招集したもの
 - 3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - 4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
 - 5) 議長の氏名

第9章 事業年度

(事業年度)

第58条 この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。